

## 加賀市立動橋小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止推進法第2条第1項より)

#### (2) いじめの四層構造

「いじめられる者」―「いじめる者」の二者関係にとどまらず、「観衆」（はやしたて面白がるもの）や「傍観者」（暗黙にて了解を与えている）の存在によって、いじめは成り立っている。「傍観者」の中から「仲裁者」（いじめの抑止者）が現れるような学級経営を行うことが重要である。

#### (3) いじめ防止への基本的取り組み

- ① いじめは決して許されない行為である（時には犯罪行為として直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる）ことの周知について、児童・保護者へ徹底を図る。
- ② いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうるものであることを、全職員が認識し、いじめの把握と対応に組織的に努める。
- ③ 日常の中できめ細かな観察や実態の把握に努め、早期発見、迅速・適切な対応、いじめの解消と継続した対応を進める。
- ④ 学校全体として組織的に対応するとともに、必要に応じ家庭や外部機関、関係組織との連携や啓発活動・情報発信を図りながら早期対応を進めていく。
- ⑤ 学校での教育課程、教育活動を通した中で、道徳教育や人権教育等の「心の教育」の充実を図るとともに、ネットトラブル等も含め、児童や家庭への啓発を推進していく。

#### (4) いじめ防止対策組織について

- ① いじめ防止等の実行的組織として、「**動橋小学校いじめ問題対策チーム**」を学校組織内に常設する。(別紙 I に詳細記載)
- ② その他、早期発見や予防、児童理解等の情報交換・共有化・共通理解等のため、「児童理解の会」の定例開催を行う。

#### (5) 年間を通してのいじめ防止計画

月	主な取り組み	いじめ防止関連の学級活動・行事等
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策に関する共通理解</li> <li>・児童理解の会(次年度からの引き継ぎ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級開き、学級力の話し合い(学活)</li> <li>・人間関係づくり(学活)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童理解の会</li> <li>・第1回いぶりはっこアンケート(いじめアンケート)実施・対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めあてのふり返り(学活)</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回いぶりはっこアンケート(いじめアンケート)実施と改善策</li> <li>・いじめ対応アドバイザー研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めあてのふり返り(学活)</li> <li>・人間関係づくり(学活)</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童理解の会</li> <li>・1学期学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すずかけ集会1</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学期のふり返り</li> <li>・いじめに関する校内研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平和集会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回いぶりはっこアンケート(いじめアンケート)実施と改善策</li> <li>・児童理解の会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めあてのふり返り(学活)</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回いぶりはっこアンケート(いじめアンケート)実施と改善策</li> <li>・児童理解の会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係づくり(学活)</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回いぶりはっこアンケート(いじめアンケート)実施と改善策</li> <li>・いじめ対応アドバイザー研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めあてのふり返り(学活)</li> <li>・人権についての学習(学活)</li> <li>・すずかけ集会2</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童理解の会</li> <li>・2学期学校評価アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間の取り組み</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童理解の会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係づくり(学活)</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回いぶりはっこアンケート(いじめアンケート)実施と改善策</li> <li>・児童理解の会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めあてのふり返り(学活)</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童理解の会(次年度への申し送り)</li> </ul>	

## (6) いじめに対する措置

- ①いじめ行為と疑われる行為の発見時・・・その場その時に、その行為を中止させる。
- ②いじめと疑わしき行為の発見や相談・訴えのあった時・・・特定の教職員個人が抱え込むことは「いじめ防止対策推進法第23条第1項」に違反することを周知し、「いじめ問題対策チーム」を開催するなど、組織的対応体制をとり、情報の共有化を図る。
- ③関係児童からの事情聴取と事実確認し、「いじめ」の有無の確認を早急に行う。
- ④結果について、加害・被害両児童及び保護者への連絡を行い、対応の具体について伝達する。
- ⑤被害児童への支援および保護者への支援を行う。
- ⑥加害児童への指導を行い、今後の良好な成長への協力について、学校方針と共に保護者に伝える。
- ⑦重大事態が発生した場合には、国の「いじめ防止基本方針」及び「重大事態ガイドライン」により適切な対応を行う。
- ⑧発生・対応・事後についての報告を市教育委員会へ報告し、経過観察を怠らず継続観察を行う。
- ⑨いじめの発生した集団へのケアとともに、より良い人間関係の構築に向けての意識づくりと実践を、学校が組織的に共同して推進していく。

## (7) その他

- いじめに関する調査や結対応について、公平性・中立性を十分に確保し、正確な把握に努める。
- 学校で行う調査の状況等については個人情報に十分場注意と配慮の上で、加害児童や保護者に対し必要な情報を提供する。
- 本基本方針については、保護者、関係機関等へ発信し、周知とともに協力・連携への理解を求めていくものとする。

## いじめ発見のポイント

### 【いじめられている子どもの出すサイン】

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。

### <学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情がさえず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業の開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が ○ 見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中でいつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる	○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人でする ○ 椅子や机がぼつんと残る	※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する	○ 用事がないのに学校に残っている日がある ○ 部活動に参加しなくなる ※ 他の子の荷物を持って帰る

### <注意しなければならない児童生徒の様子>

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする	○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたづら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される	○ 刃物等、危険な物を所持する
その他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動がめだつ